

平成 28 年 4 月 1 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 26 条第 1 項に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 2 件（うち再許可等特保 1 件）です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf> を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示企画課 中尾

TEL : 03-3507-9222（直通）

FAX : 03-3507-9292

平成27年12月22日付けで消費者委員会より答申があった案件のうち、許可とする特定保健用食品(1件)

消費者委員会への諮問を省略して良いとされているため※、消費者庁で審査を行い許可とする再許可等特定保健用食品(1件)

通し 番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	素肌ウォーター	株式会社 資生堂	清涼飲料水	グルコシルセラミド	本品は、肌から水分を逃がしにくくするグルコシルセラミドを含んでいるので、肌が乾燥しがちな方に適しています。	本品は皮膚疾患の治療薬ではありません。また、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	1本を目安にお飲みください。	特保	28.4.1	1624
2	繊維のめぐり青汁	株式会社エバーライフ	粉末清涼飲料	難消化性デキストリン(食物繊維として)	本品は、食物繊維(難消化性デキストリン)が含まれているため、おなかの調子を整えとともに、便通を改善します。おなかの調子を整えたい方やお通じの気になる方に適しています。	摂りすぎや体質・体調によってはおなかがはったり、ゆるくなる場合があります。	1日3袋(11.4g)を目安にお召し上がりください。	再許可等特保	28.4.1	1625

※ 特定保健用食品の安全性及び効果に関する消費者委員会の諮問のうち、「規格基準型」及び「再許可」に係わる案件については、消費者委員会における安全性及び効果の審査を経ているものとして取り扱うこととし、諮問を省略してよいとされている。(平成22年1月28日府消委第11号より)